

基本価格表示等に関する課題

令和 3 年 3 月 15 日
産業連関技術会議

総務省政策統括官付
統計審査官室（産業連関担当）

平成27年表における状況

平成27年表においては、

- ① 基本価格表示
- ② 本社マトリックス
- ③ 自社開発ソフトウェア
- ④ 特許等サービス

の4つの参考表を推計・公表。その際、

- ✓（納税額、本社経費等）企業単位で管理されているものを、アクティビティ単位の産業連関表で記録するのは困難が高い
- ✓それよりは、供給・使用表体系に完全移行する令和7年表以降に本格的に対応することで良いのではないかと

との意見もあった。

基本価格表示について

- ◆平成27年表においては、間接税部門に含まれる消費税額の推計を、財務省提供の業種別の「納税額データ」等を用いて推計している。
 - ✓「納税額データ」（財務省）と「間接税部門に含まれる消費税額」（10）の合計値が、業種ごとに一致するように推計
 - ◆一方で、「納税額データ」は企業別の業種であり、商品又はアクティビティ単位の産業連関表の部門とは大きく異なり、業種ごとに一致させる推計手法が適切かは疑義がある。
 - ◆また、基本価格にかかる参考表を推計する際に推計した各部門ごとの「試算納税額」と「間接税部門に含まれる消費税額」も一致しない。
- 間接税部門の消費税額の推計を、基本価格表示表と整合する形で行うこととしてはどうか。